

春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成3年春日井市条例第11号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 前条の適用区域（以下「適用区域」という。）において、別表第1(1)項に掲げる面積が、1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表(2)項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ<u>150平方メートル</u>で除して得た数値を合計した数値（<u>同表(3)項</u>に規定する延べ面積が、6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に<u>同表(3)項</u>に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、適用区域内において、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p>第4条の2 適用区域内において、特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、別表第2(1)項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ<u>同表(2)項</u>に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（<u>同表(3)項</u>に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に<u>同表(3)項</u>に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷</p>	<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 前条の適用区域（以下「適用区域」という。）において、別表第1(1)項に掲げる面積が、1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表(2)項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ<u>同表(3)項に掲げる面積</u>で除して得た数値を合計した数値（<u>同表(4)項</u>に規定する延べ面積が、6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に<u>同表(4)項</u>に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、適用区域内において、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p>第4条の2 適用区域内において、特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物（<u>共同住宅の用途においては、床面積が2,000平方メートルを超え、戸数が50戸以上の建築物</u>）を新築しようとする者は、別表第2(1)項に掲げる建築物の部分の床面積（<u>共同住宅の用途においては戸数</u>）をそれぞれ<u>同表(2)項</u>に掲げる面積（<u>共同住宅の用途においては戸数</u>）で除して得た数値を合計した数値（<u>同表(3)項</u>に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に<u>同表(3)項</u>に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷</p>

さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

## 2 略

### (駐車施設の規模)

第8条 第4条、第5条及び第6条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき概ね11.5平方メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条及び第6条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき概ね15平方メートル以上としなければならず、かつ、附置しなければならない台数の50台当たりに1台の割合で、車イス利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

## 2 略

### (駐車施設の規模)

第8条 第4条、第5条及び第6条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき概ね11.5平方メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条及び第6条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき概ね15平方メートル以上としなければならず、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車イス利用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。

- (1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に0.02を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- (2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に0.01を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

3 略

4 第4条の2から第6条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務又は財産に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの證明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

別表第1（第4条関係）

(1)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計	
(2)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分
(3)	$1,000\text{平方メートル} \times (6,000\text{平方メートル} - 1,000\text{平方メートル})$ 1 - $6,000\text{平方メートル} \times [1\text{項に掲げる面積 (平方メートル)} - 1,000\text{平方メートル}]$	

3 略

4 第4条の2から第6条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の刑を科する。

別表第1（第4条関係）

(1)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計	
(2)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分
(3)	150平方メートル	450平方メートル
(4)	$1,000\text{平方メートル} \times (6,000\text{平方メートル} - 1,000\text{平方メートル})$ 1 - $6,000\text{平方メートル} \times [1\text{項に掲げる面積 (平方メートル)} - 1,000\text{平方メートル}]$	

## 備考

- 1 (1)項に規定する部分及び(2)項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (3)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

別表第2（第4条の2関係）

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。）に供する部分
(2)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル
(3)	6,000平方メートル－延べ面積（平方メートル）			
	1 – 2 × 延べ面積（平方メートル）			

## 備考

- 1 (1)項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (2)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

## 備考

- 1 (1)項に規定する部分及び(2)項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (4)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

別表第2（第4条の2関係）

(1)	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。）に供する部分	百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(2)	4,000平方メートル	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	100戸
(3)	6,000平方メートル－延べ面積（平方メートル）				2 × 延べ面積（平方メートル）

## 備考

- 1 (1)項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (3)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分の面積を含む。